

知的財産管理技能検定2級完全マスター①②③【改訂8版】をご購入いただいた皆様へ

第53回(2026年3月実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級完全マスター①②③【改訂8版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第53回	2026年 3月 8日(日)	2025年9月1日
第54回	2026年 7月 12日(日)	2026年1月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

■ 2級完全マスター①特許法・実用新案法

該当箇所	変更前	変更後
<p>P179 Lesson 21 特許権の侵害と救済[2] ■ 2 ■ 特許権者の取りうる措置 (6) 刑事罰 条文</p>	<p>特許法 196 条 特許権又は専用実施権を侵害した者（第百一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>特許法 196 条の 2 第百一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>特許法 196 条 特許権又は専用実施権を侵害した者（第百一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>特許法 196 条の 2 第百一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>
<p>P180 Lesson 21 特許権の侵害と救済[2] ■ 2 ■ 特許権者の取りうる措置 (6) 刑事罰 上から 2 行目 上から 3 行目 上から 8 行目</p>	<p>特許権の侵害者には罰則が適用されます。直接侵害（特 68 条）の場合は、10 年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に処せられるか、これらが併科されます（特 196 条）。間接侵害（特 101 条）なら、5 年以下の懲役もしくは5 百万円以下の罰金、またはこれらが併科されることがあります（特 196 条の 2）。</p> <p>特許権の侵害罪は、平成 10 年法改正によって非親告罪となりました。これにより、特に悪質な侵害である場合は、権利者が告訴しなくても、警察が独自に侵害者を逮捕することがあります。</p> <p>また、侵害者が法人の代表者や従業員であるときは、侵害者は懲役や罰金により罰せられるほか、法人に対しても罰金刑が適用される場合があります（特 201 条）。</p>	<p>特許権の侵害者には罰則が適用されます。直接侵害（特 68 条）の場合は、10 年以下の拘禁刑もしくは1千万円以下の罰金に処せられるか、これらが併科されます（特 196 条）。間接侵害（特 101 条）なら、5 年以下の拘禁刑もしくは5 百万円以下の罰金、またはこれらが併科されることがあります（特 196 条の 2）。</p> <p>特許権の侵害罪は、平成 10 年法改正によって非親告罪となりました。これにより、特に悪質な侵害である場合は、権利者が告訴しなくても、警察が独自に侵害者を逮捕することがあります。</p> <p>また、侵害者が法人の代表者や従業員であるときは、侵害者は拘禁刑や罰金により罰せられるほか、法人に対しても罰金刑が適用される場合があります（特 201 条）。</p>
<p>P183 Lesson 21 特許権の侵害と救済[2] 確認問題【解答】 問 7</p>	<p>7. 特許権を直接侵害すると、10 年以下の(19懲役)、または1千万円以下の(20罰金)に処されるか、これらが併科される。</p>	<p>7. 特許権を直接侵害すると、10 年以下の(19拘禁刑)、または1千万円以下の(20罰金)に処されるか、これらが併科される。</p>

■ 2級完全マスター②意匠法・商標法・条約

該当箇所	変更前	変更後
<p>P58 Lesson 05 意匠権の侵害と救済[1] 5 刑事罰 条文</p>	<p>意匠法 69 条 意匠権又は専用実施権を侵害した者（第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>意匠法69条の2 第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>意匠法 69 条 意匠権又は専用実施権を侵害した者（第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>意匠法69条の2 第三十八条の規定により意匠権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>
<p>P58 Lesson 05 意匠権の侵害と救済[1] 5 刑事罰 上から3行目 上から5行目 上から8行目</p>	<p>意匠権の侵害に対しては、前述のような民事上の救済措置に加えて、刑事罰も規定されています。具体的には、意匠権を侵害（直接侵害）した者（意 23 条）は、10 年以下の懲役または1千万円以下の罰金に処せられるか、これらが併科されます（意 69 条）。</p> <p>法人の従業者等が意匠権を侵害すると、侵害者である従業者等が懲役や罰金により処罰されるのに加えて、法人に対しても罰金刑（3億円以下の罰金刑）が科せられることがあります（意 74 条1項）。これを両罰規定といいます。</p> <p>また、間接侵害の場合には、侵害者に5年以下の懲役または5百万円以下の罰金刑が科せられ（もしくは併科）、さらに、法人にもあわせて3億円以下の罰金刑が科せられる場合があります（意 69 条の2、74 条1項）。</p>	<p>意匠権の侵害に対しては、前述のような民事上の救済措置に加えて、刑事罰も規定されています。具体的には、意匠権を侵害（直接侵害）した者（意 23 条）は、10 年以下の拘禁刑または1千万円以下の罰金に処せられるか、これらが併科されます（意 69 条）。</p> <p>法人の従業者等が意匠権を侵害すると、侵害者である従業者等が拘禁刑や罰金により処罰されるのに加えて、法人に対しても罰金刑（3億円以下の罰金刑）が科せられることがあります（意 74 条1項）。これを両罰規定といいます。</p> <p>また、間接侵害の場合には、侵害者に5年以下の拘禁刑または5百万円以下の罰金刑が科せられ（もしくは併科）、さらに、法人にもあわせて3億円以下の罰金刑が科せられる場合があります（意 69 条の2、74 条1項）。</p>

■ 2級完全マスター②意匠法・商標法・条約

該当箇所	変更前	変更後
<p>P133 Lesson 12 商標権の侵害と救済[1] 5 刑事罰 条文</p>	<p>商標法 78 条 商標権又は専用使用権を侵害した者（第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>商標法78条の2 第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>商標法 78 条 商標権又は専用使用権を侵害した者（第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>商標法78条の2 第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>
<p>P134 Lesson 12 商標権の侵害と救済[1] 5 刑事罰 上から3行目 上から6行目 上から8行目</p>	<p>商標権の侵害に対しては、前述のような民事上の救済措置に加えて、刑事罰も規定されています。具体的には、商標権（専用権）を侵害した者（商 25 条）は、10 年以下の懲役または1千万円以下の罰金に処せられるか、これらが併科されます（商 78 条）。</p> <p>禁止権の範囲を使用して商標権を侵害したとみなされた場合（商 37 条各号）には、5 年以下の懲役または5 百万円以下の罰金に処せられるか、これらが併科されます（商 78 条の2）。</p> <p>法人の従業者等が商標権を侵害すると、侵害者である従業者等が懲役や罰金により処罰されるのに加えて、法人に対しても罰金刑（3 億円以下の罰金刑）が科せられることがあります（商 82 条1 項）。これを両罰規定といいます。</p>	<p>商標権の侵害に対しては、前述のような民事上の救済措置に加えて、刑事罰も規定されています。具体的には、商標権（専用権）を侵害した者（商 25 条）は、10 年以下の拘禁刑または1千万円以下の罰金に処せられるか、これらが併科されます（商 78 条）。</p> <p>禁止権の範囲を使用して商標権を侵害したとみなされた場合（商 37 条各号）には、5 年以下の拘禁刑または5 百万円以下の罰金に処せられるか、これらが併科されます（商 78 条の2）。</p> <p>法人の従業者等が商標権を侵害すると、侵害者である従業者等が拘禁刑や罰金により処罰されるのに加えて、法人に対しても罰金刑（3 億円以下の罰金刑）が科せられることがあります（商 82 条1 項）。これを両罰規定といいます。</p>

■ 2級完全マスター③著作権法・その他の法律

該当箇所	変更前	変更後
<p>P112～113 Lesson 11 著作権の侵害と救済 ■ 3 著作権侵害に対する救済 (2) 刑事罰 条文</p>	<p>著作権法 119 条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に定める私的使用の目的をもって自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第百十三条第二項、第三項若しくは第六項から第八項までの規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権（同項の規定による場合にあっては、同条第九項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第五号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第百十三条第十項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第六号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2項 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (省略)</p> <p>3項 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>著作権法 119 条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に定める私的使用の目的をもって自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第百十三条第二項、第三項若しくは第六項から第八項までの規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権（同項の規定による場合にあっては、同条第九項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第五号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第百十三条第十項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第六号に掲げる者を除く。）は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>2項 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (省略)</p> <p>3項 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>
<p>P114 Lesson 11 著作権の侵害と救済 ■ 3 著作権侵害に対する救済 (2) 刑事罰 最終行</p>	<p>著作権法では、著作権等を侵害した者に対する罰則が規定されています（著 119～124 条）。著作（財産）権等を侵害した者は、10 年以下の懲役もしくは 1 千万円以下の罰金に処されるか、これらが併科されます（著 119 条 1 項）。</p>	<p>著作権法では、著作権等を侵害した者に対する罰則が規定されています（著 119～124 条）。著作（財産）権等を侵害した者は、10 年以下の拘禁刑もしくは 1 千万円以下の罰金に処されるか、これらが併科されます（著 119 条 1 項）。</p>

■ 2級完全マスター③著作権法・その他の法律

該当箇所	変更前	変更後
<p>P115 Lesson 11 著作権の侵害と救済 ■ 3 著作権侵害に対する救済 (2) 刑事罰 上から2行目 上から6行目 上から9行目 上から11行目 上から18行目</p>	<p>また、著作者人格権を侵害した者は、5年以下の懲役もしくは5百万円以下の罰金に処されるか、これらが併科されます(著119条2項1号)。 ただし、故意により著作権等を侵害すれば、刑事罰の対象となりますが、過失の場合は、刑事罰は適用されません(刑法38条1項)。 違法ダウンロード行為については、一定の要件を満たす場合に、2年以下の懲役もしくは2百万円以下の罰金に処されるか、これらが併科されます(著119条3項)。 侵害コンテンツへのリンク提供者に対しては、3年以下の懲役もしくは3百万円以下の罰金に処されるか、これらが併科されます(著120条の2第3号)。 リーチサイト運営者およびリーチアプリ提供者に対しては、5年以下の懲役もしくは5百万円以下の罰金に処されるか、これらが併科されます(著119条2項4号、5号)。 -----省略----- 著作(財産)権が侵害された場合を例に挙げると、行為者である従業員は10年以下の懲役または1千万円以下の罰金により処罰され(または両方に処せられ)、その使用者である法人には3億円以下の罰金刑が科されます。</p>	<p>また、著作者人格権を侵害した者は、5年以下の拘禁刑もしくは5百万円以下の罰金に処されるか、これらが併科されます(著119条2項1号)。 ただし、故意により著作権等を侵害すれば、刑事罰の対象となりますが、過失の場合は、刑事罰は適用されません(刑法38条1項)。 違法ダウンロード行為については、一定の要件を満たす場合に、2年以下の拘禁刑もしくは2百万円以下の罰金に処されるか、これらが併科されます(著119条3項)。 侵害コンテンツへのリンク提供者に対しては、3年以下の拘禁刑もしくは3百万円以下の罰金に処されるか、これらが併科されます(著120条の2第3号)。 リーチサイト運営者およびリーチアプリ提供者に対しては、5年以下の拘禁刑もしくは5百万円以下の罰金に処されるか、これらが併科されます(著119条2項4号、5号)。 -----省略----- 著作(財産)権が侵害された場合を例に挙げると、行為者である従業員は10年以下の拘禁刑または1千万円以下の罰金により処罰され(または両方に処せられ)、その使用者である法人には3億円以下の罰金刑が科されます。</p>
<p>P146 Lesson 13 不正競争防止法[2] ■ 10 救済と罰則 ②罰則 上から3行目 上から5行目</p>	<p>例えば、不正の利益を得る等の目的で詐欺行為等により営業秘密を取得する等、一定の営業秘密侵害行為については、10年以下の懲役または2千万円以下の罰金に処され、またはこれが併科されます(不競21条1項、2項)。海外重罰が適用される場合は、10年以下の懲役または3千万円以下の罰金に処され、またはこれが併科されます(不競21条4項、5項)。</p>	<p>例えば、不正の利益を得る等の目的で詐欺行為等により営業秘密を取得する等、一定の営業秘密侵害行為については、10年以下の拘禁刑または2千万円以下の罰金に処され、またはこれが併科されます(不競21条1項、2項)。海外重罰が適用される場合は、10年以下の拘禁刑または3千万円以下の罰金に処され、またはこれが併科されます(不競21条4項、5項)。</p>

■ 2級完全マスター③著作権法・その他の法律

該当箇所	変更前	変更後
P174 Lesson 16 独占禁止法 ■ 1 独占禁止法とは 上から 9 行目	私的独占、カルテル、入札談合、一定の不公正な取引については、違反事業者に対して、課徴金納付が命令されます。 懲役 や罰金などのペナルティが課されることもあります。	私的独占、カルテル、入札談合、一定の不公正な取引については、違反事業者に対して、課徴金納付が命令されます。 拘禁刑 や罰金などのペナルティが課されることもあります。
P184 Lesson 16 独占禁止法 確認問題【解答】 I 一問 1	違反すると、国から (③排除) 措置や (④課徴金) 納付が命令されたり、(⑤ 懲役) や罰金などが課されたりする。	違反すると、国から (③排除) 措置や (④課徴金) 納付が命令されたり、(⑤ 拘禁刑) や罰金などが課されたりする。
P227 Lesson 19 弁護士法 ■ 3 弁護士または弁理士法人ではない者の業務の制限 上から 11 行目	なお、弁理士法 75 条の規定に違反した者は、1 年以下の 懲役 または百万円以下の罰金に処せられます (弁理士法 79 条)。	なお、弁理士法 75 条の規定に違反した者は、1 年以下の 拘禁刑 または百万円以下の罰金に処せられます (弁理士法 79 条)。